

石 財 政 第 8 1 号  
平成 2 8 年 9 月 2 1 日

石狩市使用料、手数料等審議会  
会 長 高 官 則 夫 様

石狩市長 田 岡 克 介

いしかり市民カードの再交付手数料の廃止について（諮問）

下記の案件について、石狩市使用料、手数料等審議会条例第2条第1項第1号の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

各種証明書のコンビニ交付サービスの開始並びに自動交付機の運用終了に伴い、以下のとおり手数料を廃止する。

1. 廃止

○石狩市証明等手数料条例 別表（第2条関係）

12 印鑑登録証及びいしかり市民カードの再交付 1件につき 350円

石 使 審 第 5 号  
平成28年10月19日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市使用料、手数料等審議会  
会 長 高 宮 則 夫

いしかり市民カードの再交付手数料の廃止について（答申）

平成28年9月21日付け、石財政第81号で諮問のありました標記の件については、  
妥当なものと判断します。

#### 記

いしかり市民カードの再交付手数料を廃止しようとするこの度の諮問は、各種証明書の  
コンビニ交付サービスの開始並びに自動交付機の運用終了に伴うものであり、妥当である。

#### 1. 廃止

○石狩市証明等手数料条例 別表（第2条関係）

12 印鑑登録証及びいしかり市民カードの再交付 1件につき 350円

以上